

# 国民健康保険について

職場の健康保険や後期高齢者医療保険制度加入者、生活保護を受けている人以外は、すべての人が国民健康保険の加入者（被保険者）となります。

国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者の皆さんが保険税を出し合う相互扶助の制度です。国保税の納付にご協力をお願いします。

## 平成27年度の税率と

### 賦課限度額

	医療分①	後期高齢者 支援分②	介護分③ (40歳から64歳)
所得割	7.8%	2.0%	1.3%
資産割	30.0%	8.0%	7.0%
均等割	20,000円	5,000円	7,000円
平等割	20,000円	6,000円	6,000円
賦課限度額	520,000円	170,000円	160,000円

※賦課限度額が変更になりました。

## 国民健康保険税の

### 軽減について

#### ○均等割・平等割の軽減

国保加入世帯の所得額に応じて、税額の軽減措置があります。

税額の軽減は、国保税のうち加入者数に応じてかかる均等割と加入世帯にかかる平等割が対象となります。

また、世帯被保険者のうち、税法上の被扶養者を除いて、町に前年中の所得情報のない方がいる場合、国保税の正確な算定や軽減の判定ができませんので、ご注意ください。

#### 軽減判定の基準

軽減割合	基準となる所得金額（擬制世帯主を含む世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額）
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円＋(26万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数)以下
2割軽減	33万円＋(47万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数)以下

#### ○倒産、解雇等により離職された方の軽減

会社の倒産や解雇等により離職された方（非自発的失業者）に対し、国保税の軽減制度があります。詳しくはお問い合わせください。

## 国民健康保険税の納め方

#### ○普通徴収

現金または口座振替により納付いただきます。（納期は8期あります）

#### ○特別徴収

特別徴収対象被保険者の年金の支払時に、国保税を差し引かせていただきます。（申し出により口座振替に変更することができます）

## 国民健康保険税を滞納すると

- 次のような措置がとられます。
  - 督促を受けたり、延滞金が増算される場合があります。
  - 有効期間の短い短期被保険者証が付され、財産差押え等の滞納処分に伴う調査等に着手される場合があります。
  - 被保険者資格証明書が交付される場合がありますが、その際にかかった医療費はいったん全額自己負担となります。
  - 療養費、高額療養費、葬祭費などの国民健康保険の給付が全部、または一部が差し止められます。

## 加入、脱退には必ず届出を

国民健康保険に加入するとき、脱退するときは14日以内に届出が必要です。届出が遅れると、本来支払う必要のない国保税が課税されます。

	こんな時は手続きを	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	勤務先の健康保険をやめた時	印鑑、勤務先の健康保険をやめた証明書
	勤務先の健康保険の被扶養者でなくなった時	印鑑、被扶養者でなくなった事が分かる証明書
	子供が産まれた時	印鑑、母子手帳
	生活保護を受けなくなった時	印鑑、保護廃止決定通知
国保をやめるとき	他の市町村に転出する時	印鑑、保険証
	勤務先の健康保険に加入した時	印鑑、国民健康保険と勤務先の健康保険の両方の保険証
	勤務先の健康保険の被扶養者になった時	印鑑、保険証（世帯主死亡の場合は世帯全員の保険証）、死亡を証明するもの
	死亡した時	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
その他	退職者医療制度の対象となった時	印鑑、保険証、厚生・共済年金証書
	町内で住所が変わった時	印鑑、保険証
	世帯主や氏名が変わった時	印鑑、保険証

#### ○お問い合わせ

町民税務課

(資格) 町民 ☎ (84) 1965 (直通)  
 (国保税) 税務 ☎ (84) 1966 (直通)